

## 「JNLA 登録及び認定の取得と維持のための手引き（第 23 版）」改正要旨

2020 年 2 月 18 日  
認定センター製品認定課

### 1. 改正目的

産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第十一条及び第十二条の施行に伴う規定の見直し。その他、運用等の変更に伴う規定の見直し。

### 2. 主な内容

- ◆ 産業標準化法に基づく登録試験事業者等に関する省令第十一条及び第十二条の施行に伴い電子申請に係る規定の追記・修正。
- ◆ 試験所の移転、試験室の改修、試験設備の変更等の手続きに係る規定の修正。
- ◆ 電磁的記録区分の申請等に係る手続きの明確化。
- ◆ その他、字句修正。